

祝100歳おめでとうございます

岸村か代さん(上駒月)



▲町長から記念品が手渡されました

6月12日、上駒月にお住まいの岸村か代さんが100歳のお誕生日を迎えられ、町長をはじめ関係者がお祝いに伺いました。顔色も良く、元気なご様子で「よう来てくれて」とお迎えくださいました。

明治40年生まれの岸村さんは、三姉妹の末っ子。一番上のお姉さんも100歳まで長生きされたそうです。戦時中、亡夫が兵隊へ行っているときは、むしろ織りをされていて、半日に5枚も織られたそうです。日ごろは家の中で過ごされ、「誉の松」のデイサービスをとても楽しみにされています。

お体を大切に、いつまでもお元気で。



◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当
☎ 6501 有線⑤7788

介護保険

施設サービス・短期入所サービスを利用した場合の

居住費・食費の負担軽減制度

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割、②食費、③居住費、④日常生活費が利用者の負担となります。利用者が負担する額は施設との契約により決まり、居住費・食費の標準的なケースの額として基準費用額が定められています。

しかし、利用料の負担により施設利用が困難にならないよう、世帯全員が住民税非課税の方や、生活保護を受けている場合は、施設サービス・短期入所サービスの居住費・食費の負担が利用者の負担段階により軽減されます。限度額を超えた費用は、介護保険から給付されます。この制度を利用するためには、介護支援課へ申請し、認定証の交付を受けていた際に、この認定証を施設事業者に提示することで、負担軽減が受けられます。

居住費・食費の自己負担限度額(日額)

利 用 者 負 担 段 階		1 日 当 タ リ の 居 住 費				1 日 当 タ リ の 食 費
		ユ ニ ッ プ 型 個 室	ユ ニ ッ プ 型 準 個 室	従 来 型 室	多 床 室	
段 階	基準費用額(日額)	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円
第1段階	・市町村民税非課税世帯の老人福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・市町村民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	・市町村民税非課税世帯であって、利用者負担第2段階以外の方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※()内は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合